

認証マーク使用規則

2020年9月15日



一般社団法人 日本溶接協会
技術基準・認証委員会

目 次

	頁
1. 適用	3
2. J W E S マーク、J A B 認定シンボルの提供	3
3. J W E S マークの使用	3
4. J W E S マークの表示	4
5. J W E S マークの使用期間	4
6. J W E S マークの誤使用に対する処置	4
7. J A B 認定シンボル	4
8. 移行期間	5
9. 使用に関する問合せ先	5

1. 適用

本手引きは、一般社団法人 日本溶接協会（以下「JWES」という）が電気工作物の溶接管理に係る認証試験、確認試験において適用する JWES のマーク及び公益財団法人 日本適合性認定協会（以下「JAB」という）認定シンボルの使用規定について説明したものです。

また、本手引きは下記の JAB の規定に基づき作成しています。

適用 JAB 規定：「認定シンボル使用規則(JAB N410：2020)」

2. JWES マーク、JAB 認定シンボルの提供

JWES は、評価に合格した溶接施工法又は溶接士技能に対して JWES マーク、JAB 認定シンボルが表示された認証書、合格書を下記の区分に従い溶接施工工場に提供します。

施設区分	認証書、合格書の区分	JWES マーク	JAB 認定 シンボル
発電用火力設備 溶接部	溶接士技能認証書 (H30 年火原協民間製品認証規格に基づく)	○	○
	溶接士技能確認試験合格書 (民間製品認証非適用)	○	×
	溶接施工法確認試験合格書 (民間製品認証非適用)	○	×
各原子力施設 溶接部	溶接士技能認証書	○	○
	溶接施工法認証書	○	○

○：対象 ×：対象外

3. JWES マークの使用

溶接施工工場は、JWES マークおよび JAB 認定シンボルを 2 項に示す区分ごとの組み合わせで使用することができます。また、下記を遵守願います。

(1) カタログ等

カタログ、パンフレット又はカレンダー等に掲載された製品には、JWES マークを使用することはできませんが、JWES より発行された溶接施工法又は溶接士技能の認証書、合格書を掲載することはできます。

(2) 製品の輸送容器等

製品の輸送容器、製品の梱包箱又はパレット等には、JWES マークを表示することはできません。

(3) 製品保証書等

製品の保証書、仕様表、取扱説明書、試験・検査報告書等には、JWES マークを表示することはできません。

(4) 名刺等

J W E Sより発行された溶接士技能の認証書、合格書を有する者のみが、名刺にJ W E Sマークを使用することができます。

(5) 建物、車両等

溶接施工工場の建物（事務所、工場、倉庫等）、自家用車両等には、J W E Sマークを使用することはできませんが、J W E Sより発行された溶接施工法又は溶接士技能の認証書、合格書を掲示することができます。

(6) その他

前号以外の方法でJ W E Sマークを使用する場合は、J W E Sと事前に協議をお願いします。

4. J W E Sマークの表示

溶接施工工場が、J W E Sマークを表示する場合は、次によります。

- (1) J W E Sマークは、別図1に示すようにJ W E Sロゴ部及び英文名称部とします。
- (2) J W E Sマークの基本色は、白地に青色及び黒とします。
- (3) J W E Sマークは、全ての文字が明瞭に読み取れること。
- (4) J W E Sマークは、縦横同一比であれば縮小/ 拡大して表示することができます。

5. J W E Sマークの使用期間

溶接施工法については、使用期間の制限はありません。

溶接士技能については、当該資格の有効期間内においてJ W E Sマークを使用することができます。

6. J W E Sマークの誤使用に対する処置

(1) 単純な誤使用：

誤ってJ W E Sマークを使用したカタログ等を速やかに回収・撤回する等適切な処置を講ずるものとします。

(2) 過失、詐欺行為による不適切な使用：

J W E Sマークを使用したカタログ等を速やかに回収・撤回する等とともに、認証等の一時停止又は取り消し等の処置、場合によっては違反の公表や法的措置を講ずるものとします。

7. J A B認定シンボル

J A B認定シンボルを使用する場合、J A B N410：2020「認定シンボル使用規則」の規定に基づき、次によります。

- (1) J A B認定シンボルは、別図2に示すようにJ A Bロゴ相当部、認定スキーム略称及び認定番号で構成されます。

-
- (2) J A B 認定シンボルの背景は、青色（印刷物上は DIC-579 (CMYK : C90 M62 Y21 K0、RGB : R0 G98 B157) を用いることを原則とします。青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能です。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、旧認定シンボルの下の「JAB」の文字、認定プログラム略号及び認定番号の色は黒色とします。
 - (3) 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合、認定シンボル全体を当該印刷で使用している同一色で表示してもよいものとします。この場合にも、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示下さい。
 - (4) J A B 認定シンボルは、縦横同一比であれば縮小/ 拡大して表示することも可とします。
 - (5) J A B 認定シンボルは、5. 項の有効期間内において使用することができます。
 - (6) J A B 認定シンボルは、J W E S マークの外側に並べて表示します。J A B 認定シンボルを、J W E S マークと切り離して単独で使用することはできません。

8. 移行期間

J A B 認定シンボルが 2020 年 2 月に新様式に変更になりました。日本溶接協会要員認証に係る新 J A B 認定シンボルへの移行期限は、2024 年 2 月 29 日までとなります。それまでは、旧認定シンボル、新認定シンボルのいずれも使用することができます。移行期限の後は、旧認定シンボルを使用することはできません。

9. 使用に関する問い合わせ先

J W E S マーク、J A B 認定シンボルの使用に関する問い合わせ先は、下記 J W E S 事業部となります。

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

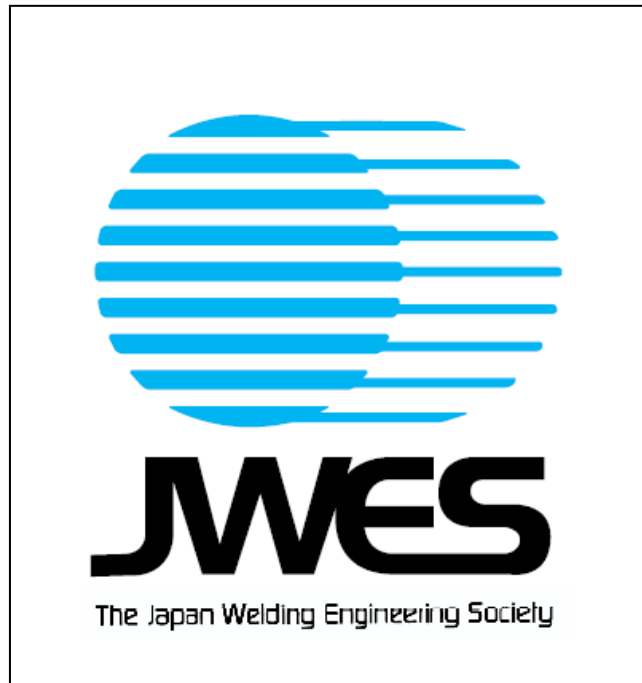
一般社団法人 日本溶接協会 事業部

TEL 03-5823-6325

FAX 03-5823-5211

Email : wes_hatsuden@jwes.or.jp

別図 1



別図 2

